5　各締約国は、締約国間の連絡を円滑にするため、中央当局を指定する。（第五条関係）

6　移送の要請及び回答は、書面により行い、第五条において指定する中央当局により通報される。要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請国に通報する。（第六条関係）

7　執行国は、裁判国の要請があった場合には、裁判国において刑が科せられる理由となった作為又は不作為が執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成することを示す関係法令の写し等を裁判国に提供する。裁判国は、移送の要請が行われた場合において、裁判国又は執行国が移送に同意しない旨を明示するときを除くほか、判決及び判決の根拠となった法令の写し等を執行国に提供する。（第七条関係）

8　裁判国は、移送について同意する刑を言い渡された者が、任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって、同意することを確保する。裁判国は、執行国に対し、同意がこのような条件に従って行われたことを領事等を通じて確認する機会を与える。（第八条関係）

9　執行国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有する。裁判国は、執行国が刑の執行を終了したと認める場合には、当該刑をもはや執行することができない。（第九条関係）

10　執行国の権限のある当局は、直接に又は裁判所の若しくは行政上の命令に従い、裁判国の刑の執行を継続する。移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令により規律される。執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。もっとも、執行国は、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない場合等には、その性質及び期間について裁判国において命ぜられたものより重いものとしないこと等を条件として、裁判国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について自国の法令に規定する制裁に合わせることができる。（第一〇条関係）

11　裁判国のみが、自国の憲法等に従い、特赦等を認めることができ、また、判決に対する再審の請求について決定する権利を有する。執行国は、決定又は措置であってその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。執行国は、刑の執行が終了したと認める場合その他の場合には、裁判国に対して刑の執行に関する情報を提供する。（第一一条～第一四条関係）

12　両締約国間で提供される情報並びに移送の要請及び回答は、それらの宛先となる締約国の言語により提供する。この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担する。（第一五条関係）

13　両締約国は、いずれか一方の締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議する。（第一六条関係）

14　この条約の効力発生、終了等について規定している。（第一七条関係）

条約

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年一月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第一号

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約

日本国及びブラジル連邦共和国（以下「両締約国」という。）は、

刑の執行の分野における国際的な協力を一層促進することを希望し、

このような協力が司法の目的及び刑を言い渡された者の社会復帰を促進すべきであることを考慮し、

これらを促進するためには、犯罪を行った結果として自由を奪われている外国人に対し自己の属する社会においてその刑に服する機会を与えることが求められていることを考慮し、

これらの外国人をその本国に移送することによりそのような要請に最もよく応ずることができることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、

(a)　「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であって自由の剥奪を伴うものをいう。

(b)　「刑を言い渡された者」とは、いずれかの締約国の領域内で刑を言い渡された者をいう。

(c)　「判決」とは、刑を言い渡す裁判所の決定又は命令をいう。

(d)　「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を言い渡した締約国をいう。

(e)　「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をいう。

第二条

1　各締約国は、他方の締約国に対し、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置をとることを約束する。

2　刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従い裁判国の領域から執行国の領域に移送されることができる。このため、刑を言い渡された者は、裁判国又は執行国に対し、この条約に従い移送されることについて自己の関心を表明することができる。

3　裁判国又は執行国のいずれの国も移送について要請することができる。